

— 建設業法違反通報窓口 —

駆け込みホットライン



あつたら違反、
なくそう通報！

全国
共通

TEL .  0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX.  0570-018-241

E-mail.  hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います

駆け込みホットラインでは建設業法違反に関する通報を受け付けております。
具体的な違反事例については裏面及びガイドラインをご覧ください。

国 土 交 通 省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜建設業法に係る違反行為の通報を受け付けます＞

無許可業者と500万円以上の
下請契約を締結している。

60日を超える「割引困難手
形」で下請代金が支払われ
た。

見積書に記載した法定福利費
を一方的に減額された。

営業所や工事現場に必要な
技術者が設置されていない。

著しく短い工期や原価割れ
の契約を締結させられた。

工期の短縮により生じた増加
費用を一方的に負担させられた

一方的に請負代金や工期を
決定されるが、協議に応じても
られない。



※ **建設業法違反となる取引上の行為**や注意点はこちら

(建設業法に違反し得る事案かどうか通報前に下記ガイドラインや法令をご確認の上、通報願います)

建設業法令遵守ガイドライン

検索

※ 元請・下請間の取引に関するトラブルの相談窓口はこちら

建設業取引適正化センター

検索

東京: TEL 03-3239-5095

E-mail: tokyo@tekitori.or.jp

大阪: TEL 06-6767-3939

E-mail: osaka@tekitori.or.jp

駆け込みホットラインに電話をすると最寄りの地方整備局
等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入
検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望めます。

1. 通報される方の情報(匿名可)

氏 名	
会 社 名	
住 所	
電 話 番 号	E-mail

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建設業許可番号	
電 話 番 号	

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

いつ	
どこで	
だれに対して	
何をしたか(上記違反事例、 ガイドラインを参考にご記載く ださい)	